

図1 1人当たりの保険料（年額）

均等割額 46,003円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 9.14%
=平成25年度保険料額(最高限度額55万円)		

※総所得金額等=収入額-控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)◇ここでいう控除額は、所得控除(社会保険料控除・扶養控除等)は含みません。

表2 均等割額の軽減

軽減の割合	平成24年中の総所得金額
9割軽減	33万円以下であり、なおかつ被保険者全員の所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)
8.5割軽減(7割軽減)	33万円以下(本来7割軽減だが、軽減措置により8.5割軽減となる)
5割軽減	33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)以下
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)以下

【所得割額】  
均等割額  
所得の低い人の軽減  
均等割額  
世帯主と被保険者の所得に  
おける軽減が適用  
される

◆**保険料の軽減**  
7月下旬に新しい被保険者証を送付します  
◆**被保険者証**  
8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。  
◆**限度額適用・標準負担額減額認定証**  
世帯主全員が住民税非課税の人が対象です。更新時期は

# 住民保険課からの おしらせ

問合せ (☎ 766 - 8700)

**年金引き上げ**  
次の要件を全て満たす人は、特に口座振替  
加入する各世帯主を納税義務者として、7月上旬に納税通知書を送ります。  
納期限は、第1期分(7月31日)から第9期(平成26年3月31日)まで月末払いの9回払いとなります。  
※月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日、12月は25日が納期限になります。  
※世帯主本人の加入の有無にかかわらず、納税義務者は世帯主となります。  
**平成25年度保険料率について**  
表1のとおり前年度から据え置きとなります。

表1 平成25年度税率・額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
a. 所得割 基準総所得金額等(前年中の総所得金額-33万円)×税率	6.3%	1.8%	2.0%
b. 資産割 固定資産税相当額×税率	16.0%	2.0%	2.0%
c. 均等割 国保加入者1人あたり	30,800円	8,200円	11,200円
d. 平等割 1世帯あたり	25,700円	7,000円	5,400円
課税限度額(最高限度額)	51万円	14万円	12万円

※a~dの合計額が1年間の保険料額

※介護分は40~64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税

## 国民健康保険の保険料

への切り替えの申し出がない場合、公的年金からの特別徴収(年金天引き)により保険料を納めていただくこととなります。  
①世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員

65歳~74歳である場合 ②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合 ③国保世帯主が介護保険料の特例徴収対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保税の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない場合  
**保険料の納付が困難な場合**  
災害や失業など、やむを得ない事情により国保税の納付が難しい場合は、申請により減額が認められることがあります。納税通知書が届いたら、納期限までに住民保険課に相談ください。

## 国民健康保険の制度が変わります

国保税の均等割と平等割の軽減判定の際に、国保から後期高齢者医療保険に移行した被保険者(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含め判定を行う軽減措置について、該当してから5年間で終了予定でしたが期限を切らない恒久措置に変わりました。また、平等割が半額軽減されている「特定世帯(※1)」について、その軽減期間(5年間)が終了した後も「特定継続世帯(※2)」として引

続き3年間は、平等割が4分の1の軽減を受けられるようになります。  
※1) **特定世帯** 国保に加入していた人が75歳になり後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国保に残る人が1人だけになった世帯。  
※2) **特定継続世帯** 特定世帯になって5年経過した後の3年間の世帯。

## 高齢受給者証を送付します

70歳から74歳の国保加入者に発行されている高齢受給者証は、平成25年7月31日に有効期限を迎えます。8月以降に有効となる証は、7月中旬に送付します。

## 外国人住民の住民基本台帳カード

7月8日から、外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステムによる運用が開始され、外国人住民の皆さんも住民基本台帳カード(住基カード)の交付が受けられるようになります。詳細は、総務省ホームページを参照ください。

## 住基カード用顔写真の無料撮影サービス

7月1日から、「顔写真付き住民基本台帳カード」の普及を図るため、顔写真の無料撮影を住民保険課で行います。同カードは、公的な身分証明書としても使えます。



75歳以上または一定の障がい認定された65歳以上の後期高齢者医療保険料決定通知書を送ります。  
**保険料の軽減**  
平成25年度保険料は、図1のとおりです。  
①年金天引き(特別徴収)※希望により口座振替による支払いに変更

## 後期高齢者医療の保険料

所得(総所得金額等)基礎控除額33万円(58万円)年金収入のみの場合、収入金額が211万円以下の人には、5割軽減  
◆**被扶養者だった人の軽減**  
制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割は掛からず、軽減措置により均等割額が9割軽減

## 保険料の納付が困難な場合

災害や所得の著しい減少により納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられることができる場合があります。

## 7月下旬に新しい被保険者証を送付します

◆**被保険者証**  
8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

## 国民年金保険料の免除

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ①全額免除・一部納付申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付となります。

### ②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

この他、会社を退職した人、震災・風水害などの被害を受けた人は、所得に関係なく該当する場合があります。

なお、保険料を未納のまま放置すると将来の老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取

ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めるのが困難な場合は保険料免除などの申請をしてください。

▷ **問合せ** 住民保険課 (☎ 766 - 8700)、尼崎年金事務所 (☎ 06 - 6482 - 4591)

## 電子申請書の発行・執行サービスの停止

7月29・30日は、認証局の電子証明書発行・失効サービスの停止のため、窓口での発行および失効業務が実施できません。

ただし、パスワード変更・初期化・ロック解除、鍵ペアおよび電子証明書の消去、ICカード診断は実施します。

なお、7月26~31日まで、JPKI ポータルサイト(www.jpki.go.jp)内のオンライン窓口が利用できません。

8月1日です。現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。  
世帯主全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、住民保険課に申請してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。